

第3章 雪害対策

第1節 雪害予防計画

第1 農業関係雪害予防対策

予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、関係団体に対する迅速な気象情報伝達体制を整えるとともに、被害の回避又は最小限に食い止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性の確保対策など、気象災害に強い施設や栽培技術の普及等の諸対策を講ずる。

区 分	対 策
気象情報伝達の迅速化と対策指導の徹底	① 伝達システムの構築 ② 気象災害の被害予測の確立 ③ 被害園の追跡調査
気象に強い施設の普及	① 果樹施設の安全構築 ② 既存施設の点検及び補強の促進
気象災害に強い栽培・技術管理	① 気象災害に強い仕立て方法、栽培様式の開発と普及
地域ぐるみ災害対応システムづくりの推進	① 共同作業、救援システムづくりの推進 ② 地域農業ボランティアの育成
農業共済制度への加入促進	① 農業共済制度への加入促進活動への支援

第2 除雪対策

積雪時における道路交通を確保するため、関係業者の協力を得て適切に除雪作業を実施する。また、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行うときは、他の道路管理者等と連携して迅速に行う。

第3 雪崩災害予防計画

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

資料編 ○雪崩危険箇所表 (P1091)

第2節 雪害対策計画

異常降雪時には、気象情報に注意して雪害を未然に防止し、地域住民の生活を確保及び集落の孤立を防ぐため、関係団体等に広報を行うとともに、迅速に除雪を実施して道路交通の確保を図る。

第1 気象情報の把握

降雪時には、市域の積雪状況を的確に把握するとともに、大雪注意報・警報、また今後の気象状況等に留意するものとする。

第2 広報の実施

市は、必要により市防災行政無線や電話等を活用して住民、農業関係者等に屋根の雪下し等の除雪対策に関する広報を行う。

第3 災害応急体制

- 1 本部長は、本編第2章風水害対策 第2節水防対策計画に基づく、市職員に対する非常配備にしたがって動員を発令する。
- 2 雪外対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

第4 除雪の実施

道路交通の確保を図るため、次により除雪を実施する。

1 除雪目標

県は、次表のとおり1日当たりの交通量を基準として、除雪目標を設定している。市においてもこの基準を参考にして、管理道路を除雪する。

区分	日交通量の標準	除雪目標
第1種	1,000台以上/日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後約5日以内に2車線の確保を図る。
第2種	500~1,000台/日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待機所を設ける。 異常降雪時には、7日程度以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台未満/日	1車線幅員で必要な待機所を設けることを原則とする。状況によっては、一時通行不能もやむを得ない。

※ 異常気象とは、30~50 cm/24 h 程度以上の降雪をいう。

2 除雪の実施

市は、優先除雪道路を定めるなど道路除雪計画を作成し、南アルプス市建設安全協議会等の協力を得て速やかに除雪を行う。

除雪に当たっては、甲府河川国道事務所、中北建設事務所など他の道路管理者と連携して、国道・県道・市道がネットワークできるよう除雪を行う。

第5 孤立集落の防止

交通路等の途絶による集落の孤立化を未然に防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の把握、住民の救出・救助の応急対策を迅速にできる体制を確立する。

第6 雪崩れ対策

公共施設、住家等で雪崩れによる危険が予想される箇所については、適宜点検を実施し、雪崩れの早期発見に努め、早めに避難等を実施し、事故の未然防止を図る。